

中国租界の保護制度及びその近代建築の保護に関する研究 —日本の外国人居留地と対比して—

(Research on the Protection System of Chinese Concessions
and the Protection of Modern Historic Buildings)

—Comparing with the foreign settlements in Japan—

喬 文琪 (Wenqi Qiao)

There are many historic buildings preserving in the Chinese concessions, which are very important to the history of modern architecture. However, with the process of urbanization, not only have many modern historic buildings disappeared, but also many of the existing buildings have not been properly preserved, and the deficiency of historic preservation systems in China may be one of the reasons that the concession areas are now facing a sharp contradiction between urban renewal and historic preservation. On the other hand, there are also many western-style buildings in the foreign settlements in Japan, and historic preservation systems have been enacted to protect these buildings, which are very similar to the situation in the Chinese concessions. This paper takes Shanghai and Wuhan, which are the cities developed from concessions, as the research objects, summarizes the history of Chinese current historic preservation systems and respective local preservation systems of Shanghai and Wuhan, investigates the situation and problems of concession preservation in two cities, and by comparing systems and situation of preservation between Chinese concessions and Japanese settlements, this paper probes into the problems existing in Chinese historic preservation systems and puts forward corresponding suggestions for improvement of the systems.

序章

0-1. 研究目的と意義

中国の租界は、1840年阿片戦争を期に締結された南京条約により、欧米諸国や日本が中国との交易のため設定した外国人居留地であり、中国政府から永借した土地において各国が行政自治権と治外法権を行使できる地区である。1845年から1945年までの約100年間、欧米諸国や日本は、当時、租界を整備する過程において多くの近代建築を建設した。これらは現在中国政府により歴史的建造物として保護されている。各租界都市は、租界とそこに建つ近代建築を保護するため、地方の保護条例や保護計画を実施している。しかし、中国経済の急速な経済発展に伴い、租界の歴史的建造物や建造物群は解体、改修、用途変更等様々な影響を受けており、歴史的建造物の保護と都市再開発の圧力は相互に拮抗しているのが現状である。このような都市再開発の影響を受けやすい原因の一つに中国の歴史環境の保護制度そのものに内在する何らかの課題があるのではないかと本稿では仮説をたてた。

中国における歴史的建造物及び周囲の環境を保護する制度は「中華人民共和国文物保護法(以

下、文物保護法とする)」と「歴史文化名城名鎮名村保護条例(以下、名城条例とする)」を法的根拠としている。

本論文は、中国における租界都市に注目し、中国で現行されている歴史保護制度の側面から、現地調査によって租界における歴史的景観、歴史的建造物の課題を抽出する。また、日本の歴史保護制度及び外国人居留地の保護状況との対比から、中国の歴史保護制度の課題を検討する。

0-2. 研究対象

中国の近代の都市形成において、租界が都市発展の起点となった都市は11ヶ所あり、特に上海市、武漢市(漢口)、天津市は、その代表的な都市である。さらに上海市と武漢市は、都市の規模に違いはあるが、同じ流域にあることから歴史的、文化的にも近く、近代の交易において果たした役割も近い。また、現在ある歴史的建造物に対する保護体制も類似している。以上の背景から、本稿では当該2都市を調査対象とした。また、日本では、外国人居留地から発展した都市である函館を事例として、中国租界との比較対象として検証する。

0-3. 研究方法

本論文では各都市の分析にあたり、資料調査、

現地調査を行った。日中両国での調査結果を比較し、それらのデータに対し詳細に分析することで中国の歴史保護制度における課題について考察する。具体的には、以下の点を行う。1) 中国租界の形成史及び現状を把握・整理し、日本の外国人居留地との対比から、中国租界と外国人居留地のそれぞれの特徴を明らかにする。2) 中国の歴史保護制度において、国の歴史保護制度及び地方の保護制度を整理し、日本で現行する歴史保護制度との対比から、両国の歴史保護制度の特徴を明らかにする。3) 現地調査から、中国租界における歴史的景観、歴史的建造物の課題を明らかにし、日本の外国人居留地の調査結果との対比から、中国の歴史的建造物の保護に関する課題を検証する。4) 以上の結果に基づいて、中国における歴史保護制度の課題を明らかにする。

第1章 中国の租界

本章では、中国租界の歴史を整理し、各時期に各国における租界の萌芽、発展、繁栄、終結の過程を明らかにした。また、上海と武漢を重点研究対象として、両都市において主に租界の沿革やそこの制度、産業等について概観する。また、日本の外国人居留地の歴史及び特徴を整理し、中国租界と日本外国人居留地との相違を対比し、現代までの歴史的景観への影響について考察する。

1-1. 中国租界の歴史

中国では、1840年阿片戦争から、1945年第二次世界戦争までの約100年間、イギリス、フランス、アメリカ、ドイツ、ロシア、日本、ベルギー、イタリア、オーストリア＝ハンガリーの9か国により、上海、アモイ、杭州、天津、鎮江、漢口（現在の武漢）、九江、蘇州、杭州、重慶の11都市に租界が開かれた。本節では、中国における租界の歴史について、阿片戦争、第二次阿片戦争、日清戦争、義和団運動、第一次戦争の5つの時期と分け、上述した都市において、租界の形成、発展、繁栄、終結の過程を概観する。

1-2. 租界であった上海と武漢

本節では1-1に述べた租界の沿革に基づいて、上海と武漢を主な対象として、両市における歴史経緯を整理した。

上海租界は、中国において最も早く、規模も最大で、存置期間も最長の租界都市である。当初の上海疎開では人口は多くなかったが、生糸や茶葉の輸出に依り、その経済は急速に発展した。1853年の太平天国の乱により、各地で多発した戦乱から避けた人々が租界に入植し、上海

租界の人口は急増する。第二回阿片戦争の後、上海租界の経済は更に発展し、大量の外国資本商社や商店が進出し、同時に中国人経営による布屋、扇屋、糸屋、茶屋等の店が租界で展開した。これら商業に併せ工業や運輸業も発展する。上海は直ちに中国最大の工業都市になった。第一次世界戦争終結後、中国租界の返還を求める民衆運動により、上海租界はその存在が揺れるが、第二次世界戦争中、日本は上海租界を汪兆銘政権に返還した。

漢口市は清王朝末期、最も繁栄した内陸都市であった。第二次阿片戦争の後、漢口が諸外国へと開港された。漢口租界は小規模であるが、水運交通と本来の商業基盤に依り、急速に繁栄した。また、外国商人たちは長江の水利を活用した水運交通拠点として漢口を整備したことにより、漢口での輸出入貿易の総額が上海、広州に続く第3の都市となった。日清戦争の後、漢口ではドイツ、フランス、ロシア、日本が相次いで租界を開いた。漢口租界面積の拡大に伴い、更に多くの外国商人が漢口にて商社、銀行、運輸会社等を経営し、輸出入貿易の総額は天津を超え、上海と同規模の都市へと成長した。1914年第一次世界戦争により、中国はドイツ租界を接收する。1937年7月7日盧溝橋事件勃発により漢口における日本人は全員帰国し、翌年、日本租界は中国に接收される。日中戦争により漢口が陥落した後、漢口フランス租界は避難地とされ、大量の中国人商人が租界へ移住した。フランスはドイツに戦勝したが、フランス租界を回復できず、続く第二次世界戦争に伴い、フランス租界は日本軍に包囲され、活動停止の状態に陥り、1943年に汪兆銘政権が接收する。

1-3. 中国租界と日本外国人居留地の比較

中国租界の前身は、日本と同じく外国人を集团的に管理するために確定した外国人居留地であった。しかし、各不平等な条約の調印に伴い、租界の行政管理権、治外法権、領事裁判権、関税自主権が全て外国人に譲渡され、完全に「国中の国」となった。そのため、外国人は租界を自分の国の一部分として経営し、自国の都市計画を実施し、西洋意匠を持つ建造物が数多く建設された。そのため中国意匠を持つ建造物は数が少ない。また、租界に建設された建造物の用途は、貿易の商店、倉庫、商社、工場等、また行政施設、領事館、公共施設として聖堂、教会、病院等が挙げられ、現代の租界に残る歴史的建造物の基盤を形成した。

これら中国租界に対し、日本での外国人居留地においては、その領事裁判権、関税自主権は

外国に譲渡したが、居留地の行政管理権は、日本政府にあった。外国人居留地での目的は、日本で居留と貿易に限られていたため、外国人による都市開発は中国租界のようには行われなかった。そのため外国人居留地での建造物は、領事館、商店、倉庫、聖堂、病院等の必要な施設建設のみに留まった。また、外国人居留地が返還されて以降も、西洋からの影響が引き続き受けた結果として、外国人居留地の内部及び周辺に大量の洋風や和洋折衷の住宅が建設されている。この点は、中国と日本に現存する歴史的建造物の種類が異なる要因の一つと言える。

第2章 歴史保護制度

中国の歴史保護制度は文物保護法、歴史文化名城名鎮名村保護条例（以下、「名城条例」とする）、非物質文化遺産法、風景名勝区条例等法律や法令により構成される。本章では、これら歴史保護制度により構成された法律や法令の歴史沿革を整理し、特に歴史的景観に関わる文物保護法と名城条例の内容を詳細に検証する。また、日本における建造物の有形文化財と伝統的建造物保存地区との対比から、中国の歴史保護制度の特徴を明らかにする。

2-1. 歴史保護制度の歴史沿革

本節では、1930年に実施された最初法律である「古物保存法」から、現在まで約90年の間に、中国により実施された法律や条例等法令を整理し、中国の歴史保護事業の発展と沿革を明らかにした。これらの法令の内に、歴史的環境及び建造物に関わっているものは1930年の「古物保存法」、1961年の「文物保護管理暫時条例」、1982年の「文物保護法」、2002年の「文物保護法」の改正、2008年の「名城条例」が挙げられる。本節ではこれらの法律や条例の内容に基づいて、各時代の歴史保護制度の特徴と課題を検討した。

2-2. 租界に関する歴史保護制度

近代租界に関する歴史保護制度は、文化財保護法、文物保護法実施条例と名城条例を根拠として実施されている文物保護単位制度と歴史文化名城制度である。文物保護単位制度は①全国重点文物保護単位、②省級文物保護単位、③市県級文物保護単位、重要度により3つの段階に分けられている。歴史文化名城制度では、①歴史都市、②歴史地区、③歴史的建造物、また範囲からも3つの段階に分けられている。歴史都市は歴史文化名城を指す。歴史地区は都市範囲内の歴史文化街区、都市範囲外の歴史的な鎮、歴史的な村を指す。歴史的建造物は各等級の文物保護単位、文物保護単位に指定されない不可

移動文物、他の歴史的価値がある歴史的建造物を指す。本節では、主に文物保護法、文物保護法実施条例と名城条例を対象に、具体的な法文の分析と共に、文物保護単位制度と歴史文化名城制度を詳細に検証する。

2-3. 日本の歴史保護制度

本節では日本の歴史保護制度の沿革を整理し、歴史的環境や建造物に関する有形文化財、伝統的建造物群保存地区の保護制度を検証する。日本では最初の法律は「古器旧物保存方」であり、その後が「古寺社保存法」、「国宝保存法」、「史跡名勝天然記念物保存法」、「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」と挙げられる。日本で現行する歴史保護制度は主に「文化財保護法」を法的根拠としている。最初の文化財保護法は有形文化財、無形文化財、史跡名勝天然記念物の3種類の文化財が含まれている。その後、昭和29年、昭和50年、平成8年に3回にわたって大規模な改正が行われ、現在では有形文化財、無形文化財、埋蔵文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、歴史的建造物群を7種類が法律上位置づけられた。

2-4. 両国の歴史保護制度の比較

中国の歴史保護制度に関する法律や法令において、文物保護法、非物質文化遺産法、歴史文化名城名鎮名村保護条例、風景名勝区条例等が挙げられる。これらの法律や法令はそれぞれに文物、非物質文化遺産、歴史文化名城、名鎮、名村、風景名勝区のことを保護している。つまり、中国において、保護すべき対象が増えると、新しい概念をつくり、対応する法令をつくることになる。また、中国の文物は概念的に狭く、対象も絞られている。文物という概念は日本の有形文化財、埋蔵文化財のみを対応している。

また、中国の歴史保護制度において、面的な保護が点的保護を包含する関係にあり、保護範囲規模により三段階保護体系が構成されている。歴史文化名城は、複数の歴史文化街区を含み、歴史文化街区は複数の不可移動文物と歴史建築を含む。日本では、有形文化財と歴史的建造物の間は並列の関係にあり、双方の関係は中国の体系と比較して希薄だと言える。また、中国では、歴史文化街区にはその歴史的な価値レベルにより、中国歴史文化街区・歴史文化街区の二段階の保護体系となっており、不可移動文物も同様に、全国重点文物保護単位・省級文物保護単位・市級文物保護単位の三段階の保護体系となっている。

一方、日本の歴史保護制度に関する法律は、文化財保護法のみとなっている。保護対象は文

化財として定義される。日本の文化財は概念的に広く、保護対象の種類も多い。当初の文化財は有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物の4種類であったが、現在では7種類となっている。このように、「文化財保護法」という一つの法律において、保護対象を随時追加し保護する考え方がある。

また、日本には伝統的建造物群の保護するため、重要伝統的建造物群保存地区・伝統的建造物群保存地区という二段階保護体系があり、有形文化財はその価値により国宝・重要文化財・有形文化財三段階の保護体系がある。

以上のように、中国と日本では保護の考え方や実施の方法が大きく異なっている点が特徴としてある。

第3章 租界の保護制度

本章では、租界から発展した歴史文化名城である上海と武漢を事例として、これら2つ都市が実施している地方レベルでの保護制度を詳細に検証する。また、居留地から発展された都市である函館、神戸等を事例として、そこでの保護制度の対比から、両国の地方制度の特徴を明らかにする。

3-1. 中国の租界都市に制定された保護制度

上海市と武漢市両市とも1986年に歴史文化名城に指定された。その指定を受け、上海市は2003年に「上海市歴史風貌区と優秀歴史建築保護条例」（以下、上海条例）、武漢市は2013年に「武漢市歴史文化風貌街区と優秀歴史建築保護条例」（以下、武漢条例）をそれぞれ制定している。

上海条例と武漢条例は、両条例とも歴史地区と歴史的建造物の二段階の保護体系がある。それらは、文物保護単位や歴史文化街区に指定されていない歴史地区や歴史的建造物を独自に保護するためである。上海では、この歴史地区を歴史文化風貌区、歴史的建造物を優秀歴史建築と称する。武漢では、歴史地区を歴史文化風貌街区と称し、歴史的建造物を上海と同じ優秀歴史建築と称する。

本節では、主に上海条例と武漢条例を対象に、具体的な内容の分析し、地方の歴史保護制度におけるその指定と保護方法を検証する。

3-2. 日本における外国人居留地に制定された保護制度

中国租界を保護している地方の歴史保護制度と比較するため、本節では函館を事例として、伝統的建造物群保存地区（以下、「伝建地区」とする）を保護するために制定した地方の歴史保護制度の経緯とその特徴を検証する。

函館における地方レベルの歴史保護制度には、外国人居留地を中心に保護するため決定した伝建地区の保護制度がある。日本の地方制度は、中国における地方制度の様に独立した保護体系ではなく、文化財保護法の一部として実施されるため、地方の保護条例は制定されない。その代わり、具体的な実施方法として伝建地区の保存計画が策定されている。本節では保存計画の内容を分析し、函館における地方の歴史保護制度の特徴を明らかにする。

3-3. 日中両国における地方の保護制度の対比

中国では、各地方政府は国の歴史保護制度に従い文物保護単位と歴史文化街区を指定する一方、これらを補完するために地方独自の保護条例を策定し、地方レベルの歴史地区や歴史的建造物を決定することができる。また、地方条例は地方が主体となって運営する独自の歴史保護制度であり、その保護計画も地方条例の下に実施方法として制定される。即ち、中国では国主導の歴史保護制度と地方主導の歴史保護制度が併存しているという特徴がある。そのため、地方での保護条例は法規の一種として、文物保護法及び名城条例と共通している点が多い。一方、日本では、文化財は種類により国主導のものと地方主導のものが区別されている。有形文化財は国主導するものであるため、各地方政府は国が施行している文化財保護法従い有形文化財を保護している。伝統的建造物群保存地区は国が指定するが、運営は地方が主導的に当該地区の伝統的建造物群保存地区に対する保存計画を制定する。そのため、伝統的建造物群保存地区における保存計画は、上述した中国の保護計画と異なっている一方、中国における保護条例、保護計画の両方の機能を持っているという特性がある。

第4章 近代建築の保存現状

本章では、上海市と武漢市で保存されてきた近代租界の歴史的景観及び租界範囲内の歴史的建造物の保護現状を調査し、第二章、第三章で説明した歴史保護制度の下に、近代租界が実際にどの様に保護されているのかを明らかにする。また、日本で保存されてきた外国人居留地の保護実態との対比から、両国における歴史保護制度の実施状況及び制度の課題を検討する。

4-1. 中国租界における保護及びその課題

調査対象範囲は、上海市では人民広場歴史文化風貌区、バンド歴史文化風貌区の2地区、武漢市では江漢路歴史文化街区、青島路歴史文化風貌街区の2地区とした。調査内容は、歴史地

区の位置や形態等、地区内の建造物の外観調査を行った。

現地調査から、歴史的建造物の外観に影響を及ぼす要因として大きく3つの点が確認できた。具体的には「増築」、「改築」、「後付設備」である。以上の3点に加え、歴史的建造物にはその指定レベル等を示す保護標識が掲示することが定められているが、その掲示の無いケースが確認できたため、それらを「標識未設置」として計上した。その調査結果として、両市とも増築、改築に関する工事が明確に禁止されているが、増築は6件（上海市2件、武漢市4件）、改築は30件（上海市17件、武漢市13件）確認できる。また、後付設備としての広告や看板、あるいは室外機等の設備において、両市での規定は異なっているが、原則的に歴史的建造物に調和することは共通して規定されている。しかし、現地調査から、後付設備は108件（上海市の文物64件、武漢市44件）が確認され、総数の約50%の設置率となっている。さらに、文物保護法、地方条例いずれにおいても、指定された歴史的建造物には保護標識の設置が求められているが、保護標識を設置していない建造物は上海市では78件、武漢市では20件が確認できる。以上から、上海市と武漢市において、歴史保護制度の実施が徹底されておらず、保護基準が明確に規定されない課題が指摘できる。

4-2. 日本外国人居留地の近代建築における保存現状

函館市における調査対象範囲は、函館市内で指定されている伝建地区とした、調査の内容は上海と武漢と同じく歴史地区の位置や形態等、地区内の建造物の外観調査を行った。

現地調査により、函館伝建地区における歴史的建造物群において、増築された建造物は確認されなかった。また、多くの室内改修が施されているが、建造物の外観に及ぼす改修は少ない。また、歴史的建造物において概観できる範囲において後付設備は看板のみ確認できる。これらの看板も伝建地区の保存計画に従い設置されたもので、その材質、色彩、寸法から歴史的建造物に調和したものとなっている。保護標識に関しては、伝建地区内の伝統的建造物全てに保護標識が設置されることが確認できた。以上から、伝建地区における増築、改築、後付設備、保護標識に関する課題は、中国ほど多くはないと言える。

また、伝建地区における歴史的景観の保護状況を確認するために、歴史的建造物及びその周辺における建造物を調査し、「屋根」、「色彩」、

「階数」の側面から歴史的建造物以外の建造物がどのように制限されているのかを調査し明らかにした。調査の結果、歴史的建造物の周辺に位置する建造物において、その屋根は周辺建物を参照し選択され、色彩も歴史的景観へ影響が少ない白や灰色が多く選定されている。階数は歴史的建造物に影響を与えないような高さに抑えられている。

4-3. 租界と外国人居留地における保護現状の対比

保護区域から見ると、中国では保護対象となっている租界の面積は大きく、保存されている歴史的建造物の数も多い。そのため各都市は歴史的建造物が集中的に保存される区域を適切に保護するために、複数の歴史地区を確定することとなっている。上海市と天津市は両市とも過去の広い租界区域を、歴史的景観が良好に保存されてきた区域を分けて保護を行っている。一方、日本では、伝統的建造物群保存地区として保護されている区域は行政区ごとに定められている。

また、中国租界を保護する歴史地区は、旧城区に位置するため、一部分の区域における公共施設や都市基盤が十分整備されていない部分を確認される。しかし、日本の歴史地区における公共施設や都市基盤は指定する都市の他の地区と差は少なく整備されている。

更には、中国の保存地区における歴史的建造物以外の建造物は、歴史的景観に配慮なく調和されていないものが日本より多い傾向が見られる。

建造物から見ると、中国で保存されてきた歴史的建造物は、殆どが石造や煉瓦造の洋風建築であるが、日本では石造、煉瓦造に加え、木造の洋風建築や和風建築、折衷様式の建築もある。

建造物の外観においては、中国では外部に設置している広告、看板、エアコンの室外機等の後付設備が多く設置されており、建造物の1階の部分における改造も多く施されている。一方、日本では外部に設置している後付設備もあるが、その色彩、材料、サイズが適当に控えられ、歴史的建造物に調和する様に設置され、全体的に修景されている。また、日本の歴史的建造物における外部改造が少ないが、内部の改修は多い。

第5章 歴史保護制度における課題

日中両国の歴史保護制度についてその内容、特徴、実施効果を対比し、前章に提出した近代都市の歴史保護現状からそれを保護している制度の利点と欠点を検討し、中国の歴史建造物や歴史的景観の保護制度における課題について考

察する。

5-1. 中国の歴史保護制度の評価

現地調査の結果から、歴史文化名城の制度において、以下の3点の課題が明らかとなった。

1. 増築や改築といった禁止行為が制度上の規定に留まり、そもそもの基準自体が存在しない背景がある。制度を厳格化する或いは実態に応じた増築や改築の基準を策定するなどの対策が求められる。
2. 国の法律と地方の条例は歴史的建造物の保護を重視するが、歴史的建造物の使用者に対する指導や手続きの整備が十分ではない。使用の実態調査を踏まえ、歴史的建造物と調和する修景手法の具体的な提示などきめ細やかな指導や手続きの整備が求められる。
3. 現地調査から両市では未だ多くの歴史的建造物において保護標識が未設置である。保護標識はその歴史的建造物の位置付けを広く示す重要な要素である。それら設置を徹底することにより、歴史的建造物に対する意識向上を図ることが求められる。

以上の課題から、歴史文化名城の制度は、国が強く主導する性格を持つため、歴史的建造物が効果的に保護される面はある。しかし、現地調査からは必ずしもそれらが徹底されているとは言えない。これらは使用者による、経済的効果や生活環境への要求など使用の実態上やむを得ない側面もある。それら実態を踏まえ、政府の方針と使用者の要求が相互にどのようにきめ細かく調和させることができるかを制度に取り込むことが今後の課題と考えられる。

また、制度を運用する政府自身の歴史的建造物の保護や管理、実施の強化、制度を更新していく方法についても今後の課題だと言える。

5-2. 日本の歴史保存制度の評価

日本の外国人居住地とした伝建地区における保護と活用方法について、次の3点に要約できる。

1. 伝建地区における歴史保護制度は、市民の利益と生活環境を非常に重視している。その原因で、歴史保護制度は地元住民の支持を得て政策を効率的に実施することができる。
2. 伝建地区における保存計画において、詳細な基準を制定されており、修景手法も整備されている。当該基準が保存計画には伝統的建造物だけではなく、歴史的建造物以外の建造物や構造物にも適用し、

伝建地区全体における歴史的景観の維持や復元が行われている。

3. 伝建地区における既存の建造物は、その規模、意匠、用途により、多種類の利活用が実施されている。

このように、伝建地区に対し、歴史的価値を有効活用し、経済面や観光面から市街地の活力を促進し、市民の生活環境を保全することができている。

5-3. 中国の歴諸語制度に関する課題と考察

中国と日本における歴史保護制度の比較分析から、以下の課題が指摘できる。

歴史地区及び歴史的建造物における指定方法が形骸化している可能性がある。中国に現行する歴史保護制度の殆どは国や地方政府が主導する指定制度のみとなっている。指定制度は歴史地区及び歴史的建造物を厳格的に保護できる一方、その柔軟性に欠け、保護に対し市民や個人の参与も十分でない。日本における登録有形文化財制度を事例とした柔軟な保護制度導入の可能性について検討される必要がある。

歴史保護制度の内容に丁寧な指導基準を設定する必要があると考えられる。日本の伝統的建造物群保存地区の保存計画では歴史的建造物だけでなく、建造物の附属施設、ほかの工作物、公共施設、土地の形質、木竹態様なども、非常に詳細に規定されている。そのため、日本の伝統的建造物群保存地区における建築工事には詳細な基準により、有効に歴史的景観を維持復元することができている。中国の歴史保護制度における具体的な実施方法は、政府により制定された各種類の都市計画である。その内容としては、歴史地区に建造物の新築、改築、増築等工事に関する規定が多いが、歴史的景観に関わる広告物、後付設備、及び公共施設の設置等に関する規定が少なく、詳細な基準もない。歴史的建造物と調和する修景手法の具体的な提示などきめ細やかな指導や手続きの整備が求められる。

歴史的建造物だけでなく、周辺の歴史的建造物以外の建造物に対しても基準を整備する必要がある。中国に現行する歴史保護制度は主に歴史的価値がある建造物と構造物に注目し、その周辺に新築された建造物や環境に影響ある物件への関心が不足していると言える。国により制定された法律や法規にはこれらの建造物や環境物件に関する規定があるが、その実施段階で履行が徹底されていない点が指摘でき、改善が求められる。